

公益財団法人東京しごと財団

企業向け支援事業

〈人材確保〉〈職場環境整備〉のご案内

人材確保

1. 中小企業人材確保総合サポート事業
2. DX・GX時代を担う専門・中核人材戦略センター事業
3. 中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業
4. キャリアリスタート支援助成金
5. ES（社員満足度）向上による若手人材確保・定着事業助成金
6. スキルアップ支援事業

職場環境整備 (その他サービス)

7. 魅力ある職場づくり推進奨励金
8. 働くパパママ育業応援奨励金
9. 介護休業取得応援奨励金
10. テレワーク促進助成金
11. テレワーク導入ハンズオン支援助成金
12. テレワーク定着促進フォローアップ助成金
13. 小規模テレワークコーナー設置促進助成金
14. サテライトオフィス設置等補助金
15. 女性の活躍推進助成金
16. TOKYOシェアオフィス墨田（TSO）
17. 助成金一覧・ソーシャルファーム支援センター
18. 東京しごとセンター・東京しごとセンター多摩



1. 中小企業人材確保総合サポート事業

企業の「人材確保・人材活用」に関する
お悩みや課題解決をサポートします！



ご利用
無料

1. 人材確保相談窓口

専任の相談員が、採用活動に関する様々なお悩みやご要望をお伺いし、労働市場の現状や採用活動に関する基礎知識等の助言を行います。また、人材確保に向けて適切な支援メニューをご案内いたします。

利用時間 平日 9:00～17:00 (12:00～13:00 除く)
※事前予約制 (土日祝日、年末年始は休業)



2. 専門相談窓口

- 専門・中核人材
専門スキルを持った人材や企業活動の中核となる人材に関するご相談に対応
- 副業・兼業人材
自社の従業員の副業・兼業の承認や、社外の副業・兼業人材の受入等に関するご相談に対応

利用時間 平日 9:00～17:00 (12:00～13:00 除く) ※完全事前予約制 (土日祝日、年末年始は休業)

3. セミナーの開催

人材確保に不安や悩みを抱える中小企業等を対象に、「中小企業ならではの」人材確保・活用策についてセミナーを開催します。自社の採用に関する課題整理や新たな人材確保・活用策を検討する機会としてぜひご利用ください。

● 人材確保セミナー(年10回)

※テーマは一例です

実践的な**採用ノウハウ**について

- 求職者から選ばれる求人票
- 入社意欲を高める面接の手法 等

若年者採用の**ポイント**

- 若年求職者を取り巻く労働市場の動向
- ウェブサイトや SNS 等を活用した採用活動 等

● 多様な人材活用セミナー(年7回)

※テーマは一例です

女性の採用・活用

育児等で時間に制約がありつつも、高い能力や経験を持つ女性を採用・活用する際のポイント等

シニア人材の採用・活用

豊富な知識や経験を持つシニア人材を自社にマッチした即戦力として活用する際のポイント等

● 副業・兼業人材活用セミナー(年2回)

自社の従業員に対する副業・兼業の承認や副業・兼業人材の受入・活用について、その有効性や実施手法（就業規則の整備・労務管理の方法など）等に関するセミナーを実施します。

「セミナー」参加対象

- 東京都内に本社または主たる事業所があり、常時雇用する労働者が 300 人以下の企業

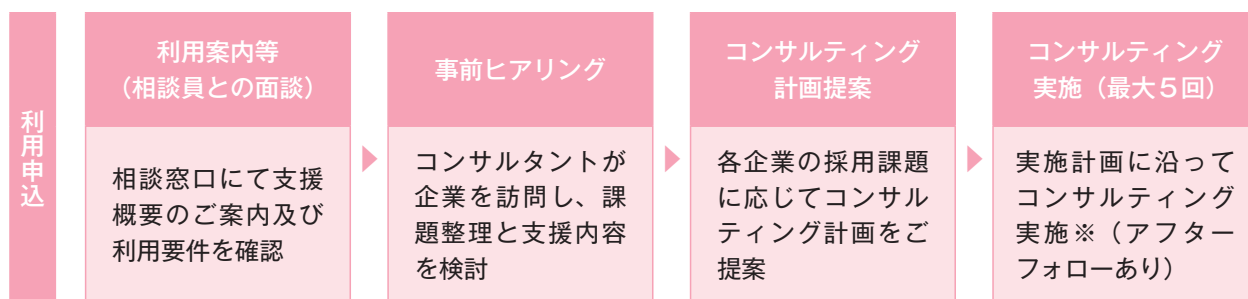
4. 人材確保コンサルティング

コンサルタントが企業を訪問し、下記のような課題を一例とした採用に関するお悩みの解決に向けたアドバイスを行う等、最大5回のコンサルティングを実施し「採用力向上」、「人材確保」を支援します。

●支援テーマ例

課 題	支 援 内 容
求人を出しても応募がない	○セールスポイントの棚卸（他社との差別化） ○求職者の目に留まる求人票の記入方法
自己流で面接している	○「選ばれる面接官」のポイント解説 ○入社意欲が高まる面接コミュニケーション
採用しても長続きしない	○求める人材像の再整理 ○自社にマッチする人材の見極め方法

●ご利用の流れ



※コンサルティングを実施した際には、「都内ハローワーク」や「東京しごとセンター」等の公的施設を利用した求人申込みのサポートを行います（求人内容について要件あり）

「人材確保コンサルティング」利用対象

- 東京都内に本社または主たる事業所があり、常時雇用する労働者が300人以下の企業であること
- 正社員、契約社員（正社員登用の制度があること）の求人を出す予定があること
（但し、副業・兼業人材の活用、専門・中核人材の採用を検討している場合は、この限りではありません）

※その他にも要件があります ※詳細はホームページにてご確認ください

5. 人材戦略構築支援

人材の採用や定着、能力開発等について、多岐にわたり課題を抱える企業に対して、中長期的視点にたった人材戦略の構築や人材マネジメントの取組を支援します。

● 経営者向けセミナー「人材戦略集中講座」

中小企業等の経営者等を対象に、人材戦略を構築するための基本的な考え方やプロセスを習得するとともに、自社の戦略を実行していくための具体的な方法を考察できるセミナーを実施します。

【各分野の第一人者を講師に迎えた4日間の集中セミナー】

「戦略概論」「人事制度」「人材育成」「採用戦略」4つのテーマを1回3時間、合計12時間で効率よく体系的に学べます。

ステップ	テーマ：キーワード
1日目	戦略概論：企業理念の明確化、従業員への浸透のさせ方
2日目	人事制度：人材戦略の立て方、人事制度の構築方法
3日目	人材育成：人材育成の手法、社員が育つ経営システムと企業文化づくり
4日目	採用戦略：目指すべき人材戦略の実現に向けたプランの策定

※1回3時間、テーマは一例です

「経営者向けセミナー」参加対象

- 東京都内に本社または主たる事業所があり、常時雇用する労働者が300人以下の中小企業経営者等

● 人材戦略コンサルティング支援

上記「人材戦略集中講座」に参加した企業に対し、専門家が訪問にて最大5回のコンサルティングを行い、人材戦略構築のための実際の取組について支援します。(希望制)

「人材戦略コンサルティング」利用対象

- 経営者向けセミナー「人材戦略集中講座」に参加し、一定程度、人材戦略構築・人材マネジメント等について学習した企業

※その他にも要件があります ※詳細はホームページにてご確認ください

★各セミナーの開催日時やコンサルティングについて等、詳細はホームページにてご確認ください。

📞 お問い合わせ 人材確保支援担当係：03-5211-2174

🏠 ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/saiyo-sodan/jinzaikakuho.html>



2. DX・GX時代を担う 専門・中核人材戦略センター事業

企業の課題解決や成長・発展のための
人材確保を支援します！



1. 事業概要

DX・GXの推進、販路開拓や新規事業の立ち上げなどを担い、企業の課題解決や成長・発展のために必要となる専門・中核人材等の確保を支援します。豊富な知識・経験を持つ人材戦略マネージャーが企業の課題を把握・整理し必要な人材について提案、連携人材サービス事業者と連携してマッチングをサポートします。

2. 主なサービス内容

●相談窓口

専門・中核人材等の確保に関するご相談への対応や、情報提供を幅広く行います。

●企業訪問

人材戦略マネージャーが企業を訪問し、課題の把握・整理のためのアドバイスを行うとともに、連携人材サービス事業者と調整しマッチングの機会を創出する等、専門スキルを持つ人材や企業活動の中核となる人材等の確保に向けて総合的に支援します。

●啓発セミナーの開催(年4回)

企業の課題解決のために必要な専門・中核人材、副業・兼業人材等の活用に関するセミナーを開催します。

●人材確保に要する費用の一部助成

専門・中核人材、副業・兼業人材の確保に必要な人材紹介手数料等、費用の一部を助成します。

雇用形態	助成率
正規雇用（フルタイム勤務）	1 / 2（上限 100 万円）
副業・兼業	2 / 3（上限 50 万円）

※詳細決定後、ホームページにて掲載します

3. 支援対象企業

東京都内に主たる事業所があり、常時雇用する従業員が 300 名以下の中小企業等

※その他にも要件があります ※詳細はお問い合わせください

★その他、「大企業等の専門人材と中小企業等との交流会」等を開催する予定です。
事業の詳細については（公財）東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課
のホームページにてご確認ください。（令和 5 年 6 月中旬以降掲載予定）

お問い合わせ 専門・中核人材戦略支援担当係：03-5211-0399

※上記サービスは全て事前予約制です

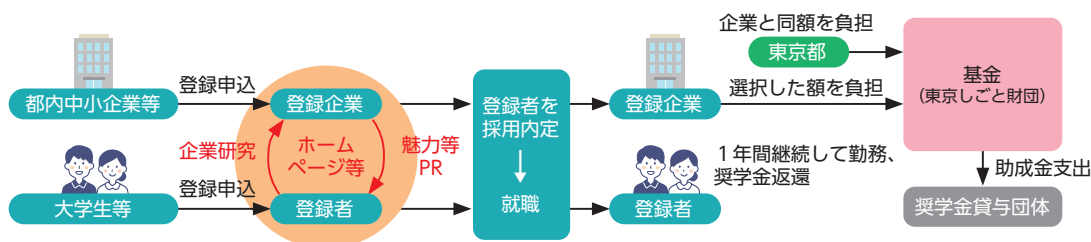
3. 中小企業人材確保のための 奨学金返還支援事業

建設・IT・ものづくり企業の
人材確保に役立ちます！



奨学金の貸与を受けている大学生等が都内中小企業等に技術者（正規雇用労働者）として就職し、1年間継続して勤務した場合、中小企業等と東京都が1/2ずつ負担して奨学金返還費用相当額の一部を3年間にわたり助成する事業です。

●事業の流れ



- 本事業の利用を希望する中小企業等は登録が必要です。
- 各企業において、本事業の利用を希望する大学生等を面接し、採用を決定します。
- 対象者の勤務継続を1年経過ごとに確認後、都と中小企業等が連携して対象者の奨学金返還費用相当額の一部を最大3年間にわたり助成します。

●対象

- 以下のいずれかに該当すること。
 - ア. 本社または主たる事業所が東京都内にある中小企業等
 - イ. 大学生等を東京都内の事業所等で勤務させることを条件に採用する中小企業等
- 以下の業種で事業を営み、以下の職種で大学生等の採用を希望していること。

分野	業種（日本標準産業分類）	職種（厚生労働省編職業分類）
建設	D. 建設業	
	L. 学術研究、専門・技術サービス業のうち 74. 技術サービス業（他に分類されないもの）の 7421. 建築設計業または 7422. 測量業	02 研究・技術の職業 008. 建築・土木・測量技術者
IT	G. 情報通信業のうち 39. 情報サービス業または 40. インターネット附随サービス業	02 研究・技術の職業 009. 情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発） 010. 情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）
	ものづくり	E. 製造業

●企業負担金額

- ①～③のうち、希望する額を登録時に選択してください。なお、東京都が同額を負担します。
 <登録者（大学生等）1名に対して>
 ① 15万円（年5万円×3年） ② 36万円（年12万円×3年） ③ 75万円（年25万円×3年）

●企業登録申込受付期限

令和5年12月20日（水）17時※必着 ※募集要項・申込書類等はホームページにてご確認ください



お問い合わせ 採用定着促進支援担当係：03-5211-1080

ホームページ 財団 HP：<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/saiyo-sodan/scholarship.html>
 事業専用 HP：<https://tokyo-scholarship-support.jp/>

4. キャリアリスタート支援助成金

計画的な育成計画の策定等、
職場定着を応援します！



対象労働者1人につき

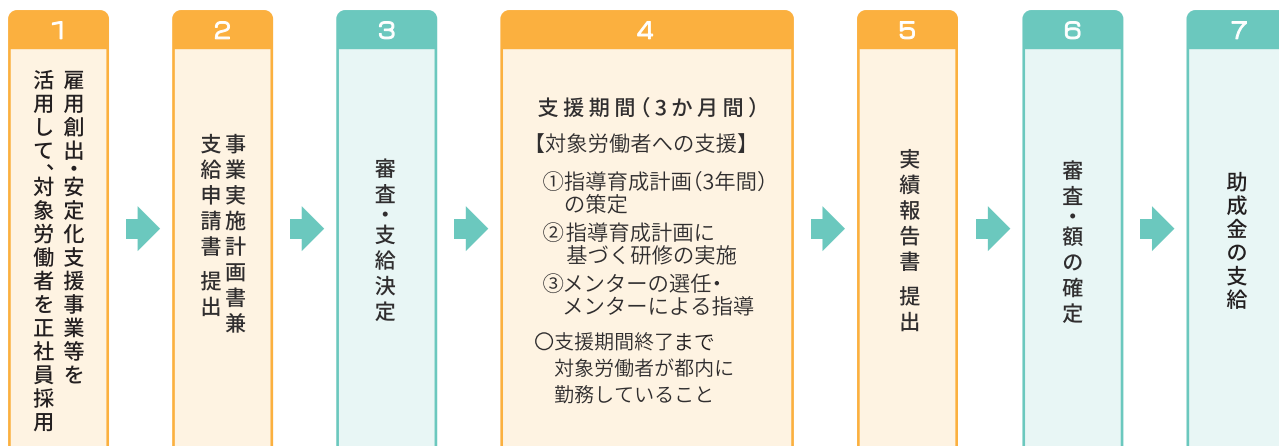
20万円支給

東京しごと財団が実施する雇用創出・安定化支援事業、ものづくり産業人材確保支援事業、成長産業人材雇用支援事業を活用して対象労働者を正社員（非正規社員として採用し、6か月未満で正社員に転換した者も含む。）として採用し、定着を図るために計画的な指導育成の取組を行った中小企業等に対し、助成金を支給します。

支給要件	支給金額	
正社員として1か月間在籍している対象労働者に対して、支援期間（3か月）のうちに、①～③の支援を行い、④の要件を満たしていること ①指導育成計画（3年間）の策定 ②指導育成計画に基づく研修の実施 ③指導育成者（メンター）の選任及びメンターによる指導 ④支援期間終了まで対象労働者が都内に勤務していること	対象労働者数に応じて、下記に定める額を支給します ※左記の指導育成計画の策定等において、専門家の委託を行った場合は1事業主1回に限り5万円を加算 (他に要件あり)	
	対象労働者数	支給額
	1人	20万円
	2人	40万円
	3人以上	60万円

※1年度の上限額は60万円

●事業の流れ



：申請する事業者に行っていただく手続きです

●助成金対象事業者……東京しごと財団が実施する雇用創出・安定化支援事業等に参加した方（氷河期世代を除く）を正社員として採用し、1か月以上継続して雇用している中小企業等

※都内に雇用保険適用事業所を置く中小企業等に限ります

※本事業の詳細・募集要項・申請様式などは、ホームページにてご確認ください

お問い合わせ 採用定着促進支援担当係：03-5211-1080

ホームページ https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/josekin/crestart_r05.html



5. ES（社員満足度）向上による 若手人材確保・定着事業助成金

社員満足度の向上による若手
人材確保・定着を支援します！



年間最大

300万円支給

従業員の住宅・食事・健康に関する福利厚生の充実による従業員のES（Employee Satisfaction 社員満足度）の向上を通じて、若手人材の採用・定着を図る都内中小企業等を対象に、専門家派遣を行うとともに、助成金を支給します。

1. 事業内容

●ES向上に向けた取組計画の作成支援（専門家派遣）

福利厚生の充実による若手人材の確保・定着を目指す中小企業等に、社員満足度向上等に関する知見を有する専門家を派遣し、企業の取組計画の作成を支援します。（1社あたり最大3回）

●ESを高める取組への費用助成

取組計画を作成し、ES向上に向けた取組（住宅の借上げ・食事等の提供・健康増進サービスの提供）を行った中小企業等に対して経費を最大3年間助成します。

2. 対象企業

以下の要件を満たす都内中小企業等^{※1}

- ・全従業員^{※2}に占める若手従業員（35歳未満）の割合が30%以下であること
- ・過去3年間を通じた若手従業員の合計採用数が、全従業員数の10%以下であること
- ・過去1年間に求人活動を行っていること

※1 その他要件あり ※2 上記要件における「従業員」とは、常時使用する従業員をいいます

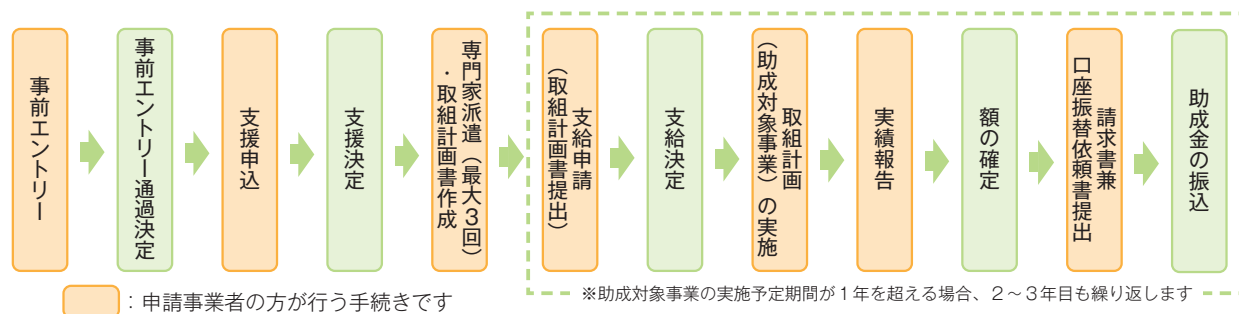
3. 助成内容

以下の助成対象事業のうち、2つ以上を新たに実施した場合に助成金を支給します。

助成対象事業	概要	助成率	限度額（年）
住宅の借上げ	35歳未満の従業員を対象とした住宅の借上げ	1 / 2	200万円
食事等の提供	職場での食事等を提供するサービスの導入		50万円
健康増進サービスの提供	従業員の健康増進を目的とするサービスの導入		50万円



4. 事前エントリーから助成金振込までの流れ



お問い合わせ 社員満足度向上支援担当係：03-5211-0397

ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/saiyo-sodan/es.html>



6. スキルアップ支援事業

従業員のスキルアップに係る
訓練経費の一部を助成します！



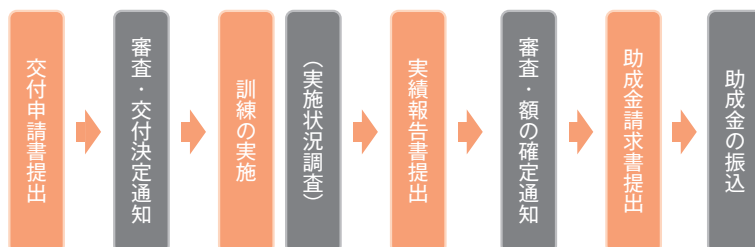
●中小企業人材スキルアップ支援事業

中小企業等が従業員に対して実施する、集合やeラーニング等による職業訓練の取組を支援し、企業における従業員の職業能力の開発及び向上を促進するため、都内の中小企業等が従業員に対して行う訓練に係る経費の一部を助成します。

	社内型スキルアップ助成金	民間派遣型スキルアップ助成金	オンラインスキルアップ助成金	DXリスキリング助成金
訓練内容	自社内で実施する短時間のOFF-JTの訓練	民間の教育機関等が実施する短時間の訓練に従業員を派遣して行う訓練	民間の教育機関等が提供するeラーニング等により実施する訓練	・自社内で外部講師を招き実施する訓練 ・民間の教育機関等が提供する集合またはeラーニング等による訓練
助成率	助成対象受講者1人1時間当たり730円	助成対象受講者1人1コース当たり訓練の受講料等の1/2※又は2万5千円のいずれか低い額 ※非正規雇用労働者が助成対象受講者総数の2割以上受講した場合は2/3	○中小企業等(小規模企業者以外) 助成対象経費の1/2 ※非正規雇用労働者が助成対象受講者総数の2割以上受講した場合は2/3 ○小規模企業者 助成対象経費の2/3	助成対象経費の2/3
上限額	社内型、民間派遣型併せて年度内100万円		20万円 ※小規模企業者：27万円 ※非正規雇用労働者が助成対象受講者総数の2割以上受講した場合は27万円	64万円

手続きの流れ

オレンジ色の部分が申請者に行ってくださいの手続きです。



●育業中スキルアップ支援事業

育業中のスキルアップを希望した従業員が研修・訓練等を受講した際に、その受講料等を支援する企業に対し、経費の一部を助成することにより育業を後押しします。

事業概要

- ・助成対象：都内企業
- ・助成内容：育業中のスキルアップを希望する従業員を支援する企業に対し、受講料等の一部を助成
- ・助成率：2/3 (大企業は1/2)
- ・助成上限額：100万円/社・年度
- ・対象経費：受講料等



📞 お問い合わせ スキルアップ支援担当係：03-5211-0391

🏠 ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/saiyo-sodan/skillup.html>



7. 魅力ある職場づくり推進奨励金

従業員のエンゲージメント向上に
積極的な企業をサポートします！



奨励金額

最大 **130** 万円支給

都内中小企業等の労働生産性向上のために、専門家の派遣を受けて、職場環境の改善や人材育成、結婚から子育てまでのライフステージの支援、賃金の引上げなど、従業員のエンゲージメント向上を図る取組を実施した企業に対して奨励金を支給します。

※エンゲージメントとは、働く方が、仕事へのやりがい・働きがいを感じる中で、組織や仕事に主体的に貢献する意欲や姿勢を示す概念です。これが高まると、企業の生産性向上につながるとされています。

1. 対象事業者

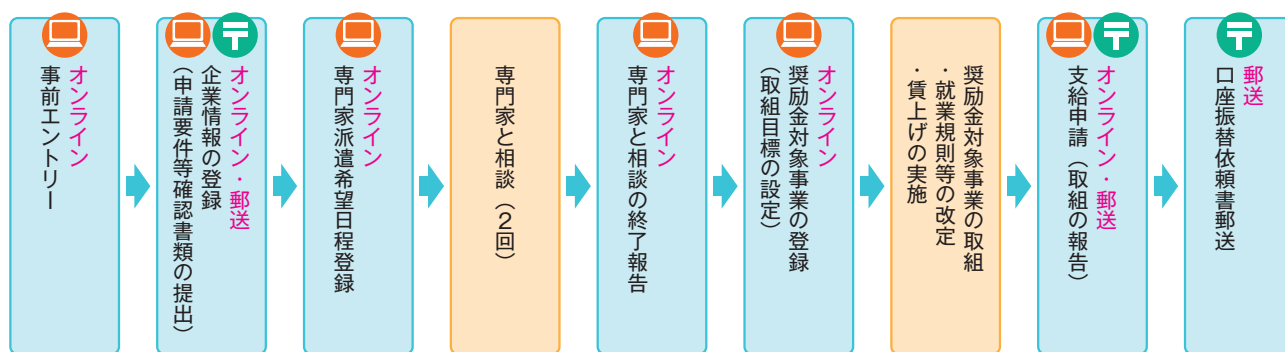
常時雇用する労働者数が 300 人以下の都内中小企業等 ※その他の要件は特設 Web サイトにてご確認ください

2. 奨励金の概要

2回の専門家派遣を受け、次の奨励金対象事業①～⑮の中から2つ以上実施すること。

奨励金対象事業	導入する制度・実施する取組	支給額
従業員のエンゲージメント向上に向けた取組（9項目）	① フレックスタイム制 ② 選択的週休3日制 ③ ワークেশョン制度 ④ 社外副業・兼業制度 ⑤ 人材育成方針の策定と目標管理・キャリア面談制度 ⑥ 社内メンター制度 ⑦ リスキリング・資格取得支援制度 ⑧ 外部キャリアコンサルタント活用支援制度 ⑨ 従業員表彰制度・報奨金制度	1項目当たり 10万円 (最大 40万円)
結婚等のライフステージを支援する取組（5項目）	⑩ 多様な正社員制度（短時間正社員・勤務地限定・リモートキャリア等） ⑪ 家庭応援特別休暇制度（セレモニー休暇・地域活動休暇等） ⑫ 産休・育業を支える従業員への支援制度 ⑬ 子育て支援勤務制度（慣らし保育・小1の壁を乗り越える勤務制度） ⑭ 積立休暇制度	1項目当たり 10万円 (最大 30万円)
賃金引上げの取組（1項目）	⑮ 時間当たり 30円以上の賃上げ	1人当たり6万円 (最大 60万円)

3. 手続きの流れ



4. 事前エントリー受付期間

- ・下記の期間に特設 Web サイトからお申込みください。
- ・令和5年度募集要項には、事業者要件や事前エントリー通過後の手続きなど必要な情報を掲載しています。必ずご確認の上お申し込みください。

※予定数を超過した場合は、各回エントリー受付期間終了後に抽選を行います

エントリー回	事前エントリー受付期間	予定社数
第1回	令和5年4月28日(金)～令和5年5月12日(金) 午後5時	120社
第2回	令和5年6月5日(月)～令和5年6月9日(金) 午後5時	120社
第3回	令和5年7月3日(月)～令和5年7月7日(金) 午後5時	120社
第4回	令和5年7月31日(月)～令和5年8月4日(金) 午後5時	120社
第5回	令和5年9月4日(月)～令和5年9月8日(金) 午後5時	120社
第6回	令和5年10月2日(月)～令和5年10月6日(金) 午後5時	120社
第7回	令和5年10月30日(月)～令和5年11月2日(木) 午後5時	120社
第8回	令和5年11月27日(月)～令和5年12月1日(金) 午後5時	120社
第9回	令和6年1月9日(火)～令和6年1月12日(金) 午後5時	120社
第10回	令和6年2月5日(月)～令和6年2月9日(金) 午後5時	120社

お問い合わせ 魅力ある職場づくり推進奨励金事務局：03-5211-2770

ホームページ 財団 HP：<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/tokyoengagement.html>
特設 Web サイト：<https://www.tokyo-engagement.jp/>



8. 働くパパママ育児応援奨励金

育児しやすい
環境づくりを応援します！



働くパパコース最大 **300**万円支給

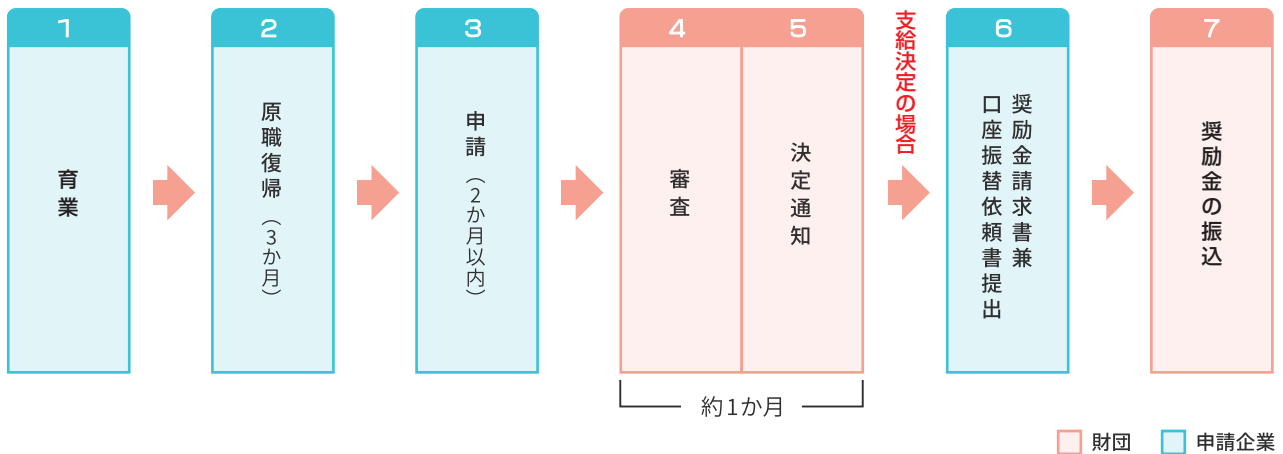
もっとパパコース最大 **170**万円支給

働くママコース定額 **125**万円支給

パパと協力！ママコース定額 **100**万円支給

男性従業員の育児や女性従業員の就業継続を推進する都内企業等に奨励金を支給します。

●申請の流れ



●事業実施期間……令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※ただし予算の全額が執行されると終了になります

●申請期間……対象となる育児から原職に復帰し、3か月经過した翌日から2か月以内

※もっとパパコースでは、申請に係る複数の育児のうち最も復帰日が遅い育児が「対象となる育児」となります

※ホームページに掲載の、各コース別「申請期限日一覧」を必ずご確認ください

※本事業の詳細・募集要項・申請様式などはホームページにてご確認ください

●育児休業の愛称「育児」について

東京都は、育休を取得しやすい社会の雰囲気づくりのため、育休の愛称を「育児」と決定しました。

これに伴い働くパパママ育休取得応援奨励金は「働くパパママ育児応援奨励金」に事業名を変更しました。



1. 働くパパコース（都内中小企業等対象 ※常時雇用する従業員 300 名以下）

男性従業員に育業させ、育業しやすい職場環境を整備した都内中小企業等に奨励金を支給します。

奨励対象となる取組	奨励金額
<ul style="list-style-type: none">○男性従業員が合計 15 日以上の上の育業○育児・介護休業法に基づく環境整備について、いずれかを実施したこと<ul style="list-style-type: none">ア 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施イ 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（相談窓口設置）ウ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供エ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休体制と育児休業取得促進等に関する方針の周知	合計 15 日の育業 25 万円 以降 15 日取得ごとに 25 万円加算 最大 300 万円 <small>※子の出生後 8 週の期間に合計 30 日以上の上の育業をした場合、奨励金額に一律 20 万円を加算</small>

2. もっとパパコース（都内企業等対象 ※企業規模不問）

複数の男性従業員に育業させ、育業しやすい職場環境を複数整備した都内企業等に奨励金を支給します。

奨励対象となる取組	奨励金額
<ul style="list-style-type: none">○複数の男性従業員がそれぞれ合計 30 日以上の上の育業○育児・介護休業法に基づく環境整備について、令和 5 年 4 月 1 日以降に複数実施したこと（うち、1 つ以上の環境整備は令和 4 年度に未実施であること）<ul style="list-style-type: none">ア 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施イ 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（相談窓口設置）ウ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供エ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休体制と育児休業取得促進等に関する方針の周知	・ 2 人がそれぞれ合計 30 日以上の上の育業 ・ 複数の職場環境整備実施 80 万円 3 人目以降 5 人まで 1 人につき 30 万円加算 最大 170 万円

3. 働くママコース（都内中小企業等対象 ※常時雇用する従業員 300 名以下）

女性従業員に 1 年以上育業させ、就業継続を可能とする職場環境整備を行った都内中小企業等に奨励金を支給します。

奨励対象となる取組	奨励金額
<ul style="list-style-type: none">○女性従業員が合計 1 年以上の上の育業○面談、情報提供の実施○育児・介護休業法に定める制度を上回る取組について令和 5 年 4 月 1 日以降、就業規則にいずれかを整備したこと<ul style="list-style-type: none">ア 育児休業期間の延長イ 育児休業延長期間の延長ウ 有給の看護休暇の導入エ 看護休暇の取得日数の上乗せオ 時間単位の看護休暇（中抜けあり）の導入カ 育児による短時間勤務制度の利用年数の延長	定額 125 万円

4. パパと協力！ママコース（都内中小企業等対象 ※常時雇用する従業員 300 名以下）

女性従業員に 6 か月以上 1 年未満育業させ、育業促進等に関する取組計画を作成した都内中小企業等に奨励金を支給します。

奨励対象となる取組	奨励金額
<ul style="list-style-type: none">○女性従業員が合計 6 か月以上 1 年未満の上の育業○育業促進等に関する取組計画の作成○パパが合計 30 日以上の上の育業（取得予定でも可）	定額 100 万円

☎ お問い合わせ 育児支援担当係：03-5211-2399

🌐 ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyō/joseikin/papamamaikukyusutoku.html>



9. 介護休業取得応援奨励金

介護休業を取得しやすい
環境づくりを応援します！



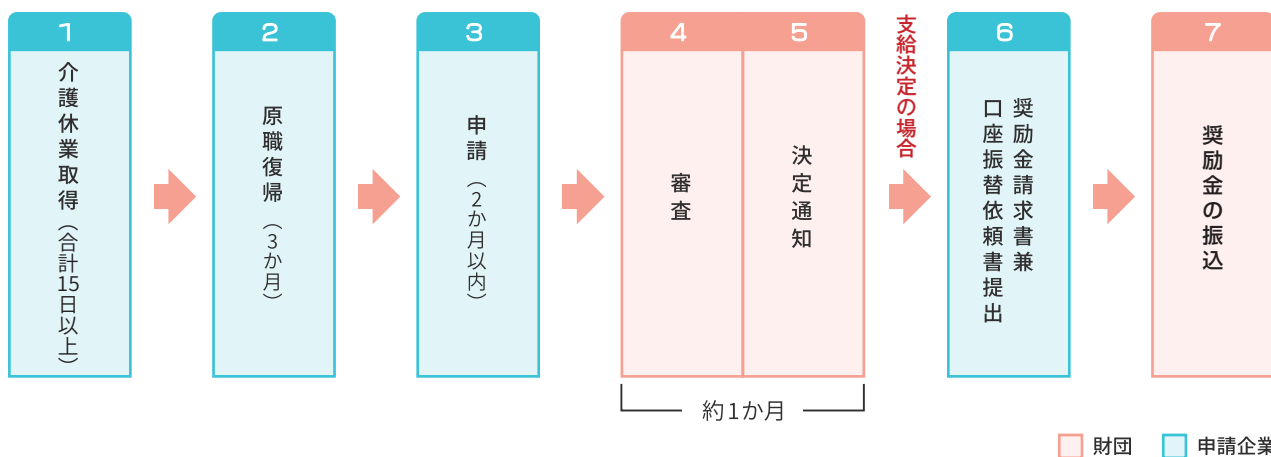
奨励金額

最大 **50** 万円支給

従業員に合計 15 日以上介護休業を取得させ、就業継続を可能とする環境整備を行った中小企業等に奨励金を支給します。

対象となる企業要件	奨励対象となる取組	奨励金額
以下の従業員が在籍する 都内中小企業等 <small>※常時雇用する従業員 300 名以下</small> (従業員要件) 合計 15 日以上介護休業 (有給の介護休暇含む) を取得した後、原職に復帰し 3 か月以上継続雇用されている、都内在勤の従業員がいること	育児・介護休業法に定める制度を上回る取組について令和 5 年 4 月 1 日以降、就業規則にいずれかを整備したこと ア 介護休業期間の延長 イ 介護休業取得回数の上乗せ ウ 介護休暇の取得日数の上乗せ エ 時間単位の介護休暇導入 (中抜けを認めるもの)	介護休業 合計 15 日取得 25 万円 合計 31 日以上取得 50 万円 (年度内 1 回まで)

●申請の流れ

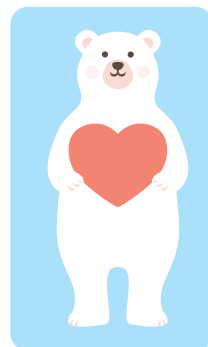


●事業実施期間……令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

※ただし、予算の全額が執行されると終了になります

●申請期間……対象となる介護休業から原職に復帰し、3 か月経過した翌日から 2 か月以内

※ホームページに掲載の「申請期限日一覧」を必ずご確認ください
※本事業の詳細・募集要項・申請様式などは、ホームページにてご確認ください



お問い合わせ 育児支援担当係：03-5211-2399

ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/kaigo.html>



10. テレワーク促進助成金 (一般コース)

「テレワークの定着・促進」を支援します！



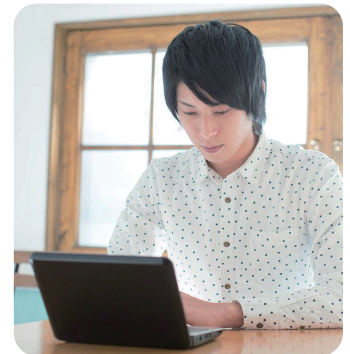
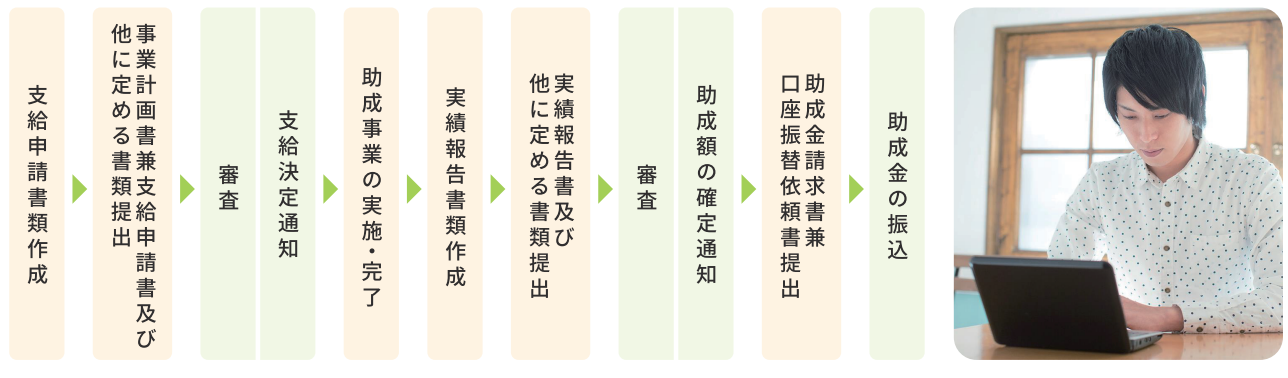
テレワークの定着・促進に向け、テレワーク導入に取り組む都内中堅・中小企業等に対し、テレワーク機器・ソフト等のテレワーク環境整備に係る費用を助成します。

助成事業	助成の対象となる費用の例	助成金額上限・助成率
都内事業所に所属の常時雇用する労働者を対象に、在宅勤務、モバイル勤務等を可能とする情報通信機器等の導入によるテレワーク環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● モバイル端末等整備費用 ● システム機器等の設置・設定費用 ● テレワーク業務関連ソフト利用料 ● 上記環境整備を専門業者に一括委託する経費 	常時雇用する労働者の数 30人以上 999人以下 限度額 250万円 (助成率 1 / 2)
		常時雇用する労働者の数 2人以上 30人未満 限度額 150万円 (助成率 2 / 3)

※非正規社員へのテレワーク拡充に伴うテレワーク環境の整備を支援する「非正規社員拡充コース」もあります
※詳細はホームページにてご確認ください

支給申請から助成金振込までの流れ

申請する事業者に行っていただく手続きです



- **助成対象事業者**……常時雇用する労働者が2人以上999人以下で、都内に本社または事業所を置く中堅・中小企業等 ※その他にも要件があります ※詳細はホームページにてご確認ください

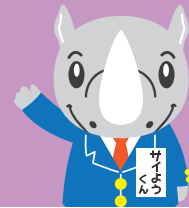


📞 お問い合わせ 職場環境整備担当係：03-5211-5200

🏠 ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/telesoku.html>

11. テレワーク導入ハンズオン支援助成金

テレワークの導入を伴走型で支援します！



●事業概要

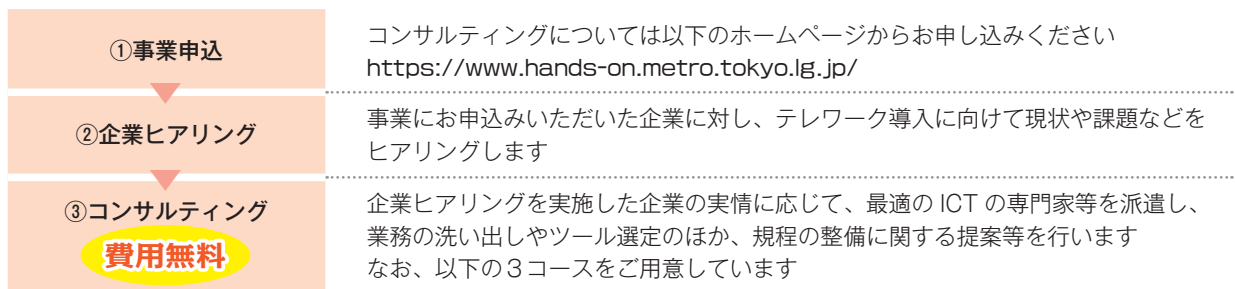
東京都が実施する「ハンズオン支援コンサルティング」を受け、ICT等の専門家による助言や提案に基づく「テレワーク導入提案書」を受領したテレワーク未導入の都内の中堅・中小企業を対象に、テレワーク環境の整備・導入に係る費用を助成。

●助成金額・助成率

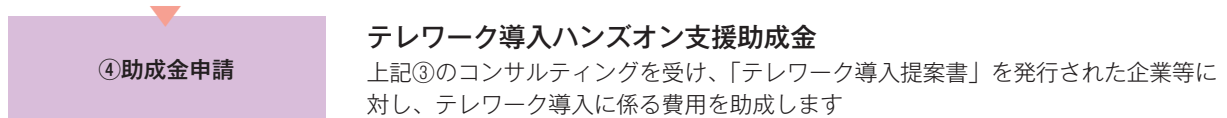
常時雇用する労働者数	助成金額上限・助成率
2人以上 30人未満の企業	150万円 ・ 2/3
30人以上 999人以下の企業	250万円 ・ 1/2

※予算の範囲を超える申請があった場合等、申請受付期間内でも受付を終了することがあります

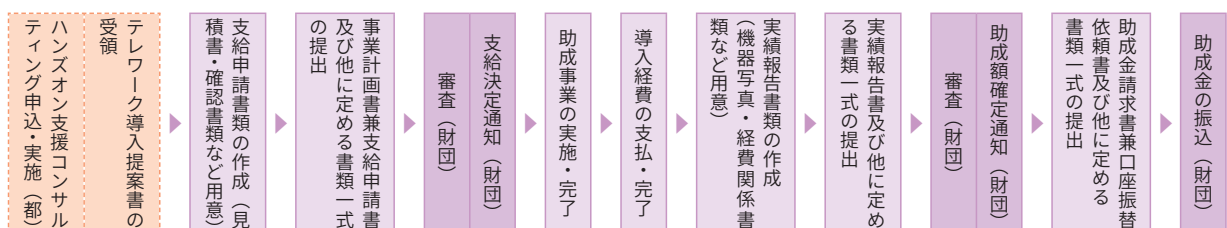
●事業の流れ ※①～③東京都が実施 ④東京しごと財団が実施



	クイック導入コース	機器体験コース	じっくり伴走コース
対象	導入機器やツールの検討が進んでおり、早期に導入を図りたい企業等	短期間で機器やツールに関する知識を身に付けテレワークを導入したい企業等	テレワークの導入により業務改善を行い、生産性の向上等を目指す企業等
内容	・専門家によるコンサルティング (最大5回 支援期間3か月)	・テレワーク機器、ツールの体験(必須) ・専門家によるコンサルティング(最大5回)	・専門家によるコンサルティング (最大12回)



●助成事業の流れ



※本事業の詳細、助成要件、募集要項等はホームページにてご確認ください

📞 お問い合わせ 職場環境整備担当係：03-5211-1756

🌐 ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/hands-on.html>



12. テレワーク定着促進 フォローアップ助成金

「テレワーク実施における課題解決」を
支援します！



●事業概要

テレワークの一層の定着促進に向け、テレワーク実施における課題解決に取り組む都内中小企業等に対し、東京都が実施する「テレワーク課題診断コンサルティング」において課題解決のために必要なものとして提案したツール等の導入に係る費用を助成します。

助成事業	助成の対象となる費用の例	助成金額上限・助成率
テレワーク定着における課題解決のためのツール等の導入によるテレワーク環境の改善	●コミュニケーションツール ●管理ツール 等	限度額 100万円 (助成率 1 / 2)

●事業の流れ

(1) テレワーク課題診断コンサルティング ～オンライン助言1回目～（東京都）

テレワーク課題診断として、診断ツールにてテレワーク課題の把握・分析を行い、診断レポートを発行。ICT等の専門家が診断レポートに基づきコンサルティングを実施（テレワーク課題改善提案書の発行）。
詳細はコチラ↓

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/hatarakikata/telework/follow-up/index.html>


※オンライン助言1回目の実施から6か月後を目安に定着に向けた助言（オンライン助言2回目）を実施

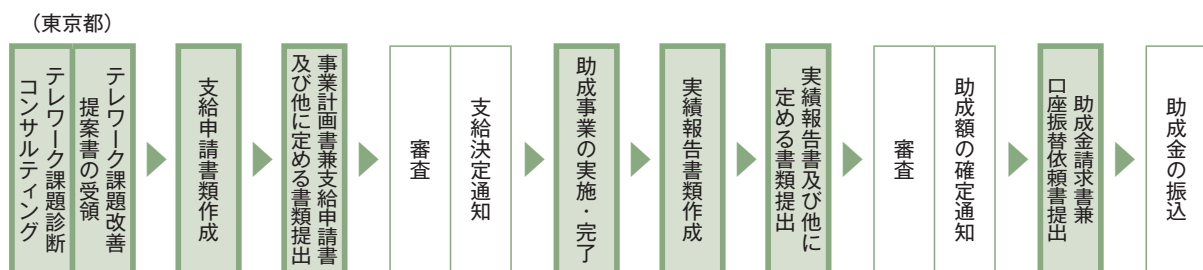


(2) テレワーク定着促進フォローアップ助成金（東京しごと財団）

上記(1)のテレワーク課題改善提案書に基づきテレワーク定着における課題解決のために必要なツール等の導入に係る費用を助成。

●助成事業の流れ

：申請する事業者に行っていただく手続きです



- 助成対象事業者……常時雇用する労働者が2人以上300人以下で、東京都が実施するテレワーク課題診断コンサルティングにより、テレワーク課題改善提案書の発行を受けた都内中小企業等
※その他にも要件があります ※詳細はホームページにてご確認ください

 お問い合わせ 職場環境整備担当係：03-5211-5200

 ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/follow.html>



13. 小規模テレワークコーナー設置促進助成金

都内の店舗や商業施設の空きスペース等を
活用した『共用型のテレワークコーナー※¹』
の設置を支援します！



● 事業概要

- ① 店舗や商業施設等に、『共用型のテレワークコーナー※¹』を設置する費用を助成。
- ② 『共用型のテレワークコーナー』に加え、社内の空きスペース等に自社やグループ企業等の従業員が利用する『共用型以外のテレワークコーナー』を設置する場合の費用を助成。（『共用型のテレワークコーナー』の設置が必須）

※1 共用型のテレワークコーナー … 一般の利用者（複数の企業の従業員）がテレワークするための施設

● 助成金額上限・助成率

50万円・助成率1/2

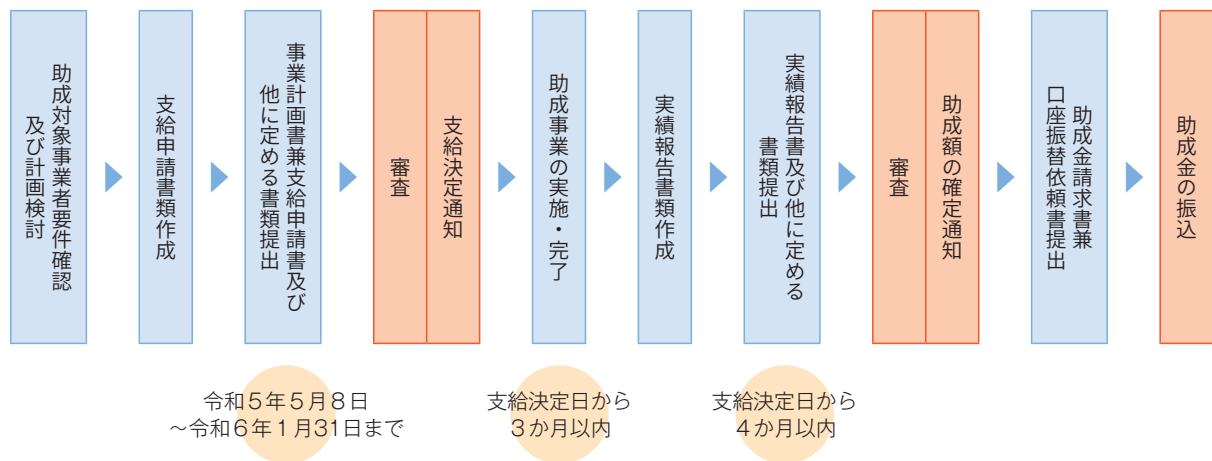
※予算の範囲を超える申請があった場合等、申請受付期間内でも受付を終了することがあります

● 主な対象経費

机、椅子、簡易型テレワーク用ブース、パーティション（飛沫防止用は除く）、Wi-Fi ルーター機器等
購入経費／コンセント電源設置工事費 等

● 助成金申請から助成金振込までの流れ

□ : 申請する事業者に行っていただく手続きです



● 助成対象事業者……常時雇用する労働者が999人以下で、都内に本社または事業所を置く中堅・中小企業等

※本事業の詳細、助成要件、募集要項等はホームページにてご確認ください

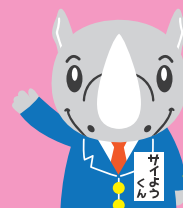
📞 お問い合わせ 職場環境整備担当係：03-5211-1756

🏠 ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/syoukibo.html>



14. サテライトオフィス設置等補助金

テレワークに活用できる
施設づくりを応援します！



施設の設置が少ない都内市町村部を中心に、企業等が新たに開設する共用型サテライトオフィス等の整備・改修費及び運営費を補助します。

●民間コース

コース名	設置場所	補助限度額	補助率
サテライトオフィス設置コース	都内の市町村 オフィス面積は50㎡以上 5席以上 ※その他要件あり	○整備・改修費 1500万円(2000万円※) ○運営費(2年間分) 600万円(800万円※)/年	○整備・改修費 1/2(2/3※) ○運営費 1/2(2/3※)
ミニワーケーションコース	西多摩・島しょ等 観光施設等の空きスペースを利用 2席以上 ※その他要件あり	○整備・改修費 133万円	○整備・改修費 2/3

※補助事業者が保育所等の併設、利用者のスキルアップ等を図る事業の実施又は障害、高齢、介護、病気といった配慮が必要な多様な労働者が働けるサテライトオフィスの整備を実施する場合や、サテライトオフィス整備推進地域に設置する場合に、補助限度額・補助率がアップします(サテライトオフィス整備推進地域に設置する場合は、整備・改修費のみ対象)

●行政コース

コース名	設置場所	補助限度額	補助率
サテライトオフィス設置コース	区市町村 ※その他要件あり	○整備・改修費 1500万円(2000万円※) ○運営費(2年間分) 600万円(800万円※)/年	○整備・改修費 1/2(2/3※) ○運営費 1/2(2/3※)
ミニサテライトオフィス設置コース	区市町村 ※その他要件あり	○整備・改修費 100万円	○整備・改修費 1/2
ワーケーションコース	西多摩・島しょ等 ※その他要件あり	○整備・改修費 1500万円 ○運営費(2年間分) 600万円/年	○整備・改修費 1/2 ○運営費 1/2

※補助事業者が保育所等の併設、利用者のスキルアップ等を図る事業の実施又は障害、高齢、介護、病気といった配慮が必要な多様な労働者が働けるサテライトオフィスの整備を実施する場合に、補助限度額・補助率がアップします

●**補助対象事業者**……誰でも利用可能なサテライトオフィスを、都内の市町村部(行政コースは区部も含む)に設置を希望する企業等(大企業、団体、NPOを含む)及び区市町村等(外郭団体を含む)

●**申請受付期間**……第1期：令和5年4月25日(火)～令和5年7月31日(月)まで
第2期：令和5年8月14日(月)～令和5年10月31日(火)まで

※本事業の詳細・募集要項・申請様式などは、ホームページにてご確認ください

📞 お問い合わせ シェアオフィス運営係：03-5211-2762

🌐 ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/satellite.html>



15. 女性の活躍推進助成金

「女性の職域拡大」を目的とした
職場環境の整備を応援します！

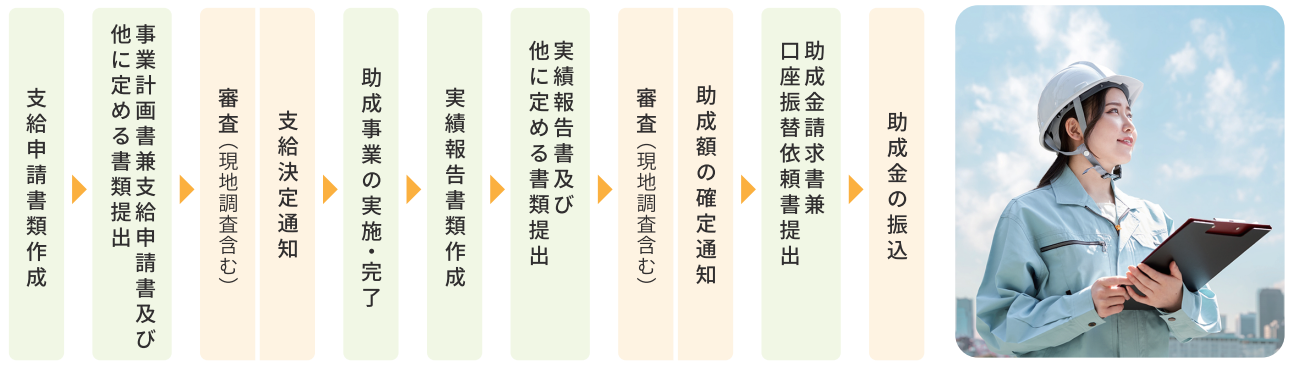


女性の新規採用・職域拡大等を目的として、女性が少ない職種等に積極的に女性を新たに採用・配置する都内中小企業等に対し、職場環境の整備に係る費用を助成します。

助成事業	助成の対象となる費用の例	助成金額上限・助成率
女性の新規採用・ 職域拡大を 目的とした設備等の整備 ※女性が少ない職種等に 新規に採用計画がある 都内中小企業等が対象	<ul style="list-style-type: none"> ● トイレ ※一定の条件のもと、性別に関わらず使用できるトイレも助成対象 ● 更衣室 ● 休憩室 ● シャワー室 ● 洗濯機 ● 洗面所 ● 仮眠室 ● ロッカー（原則女性更衣室内に設置） ● ベビールーム (子ども連れて出勤した場合の授乳・オムツ替えなどのスペース) ● 工事現場に設置される仮設トイレ等の整備費用 	限度額 500 万円 (助成率 2 / 3)

支給申請から助成金振込までの流れ

：申請する事業者に行っていただく手続きです



- **助成対象事業者**……常時雇用する労働者が2人以上300人以下で、都内に本社または事業所を置く中小企業等 ※その他にも要件があります ※詳細はホームページにてご確認ください

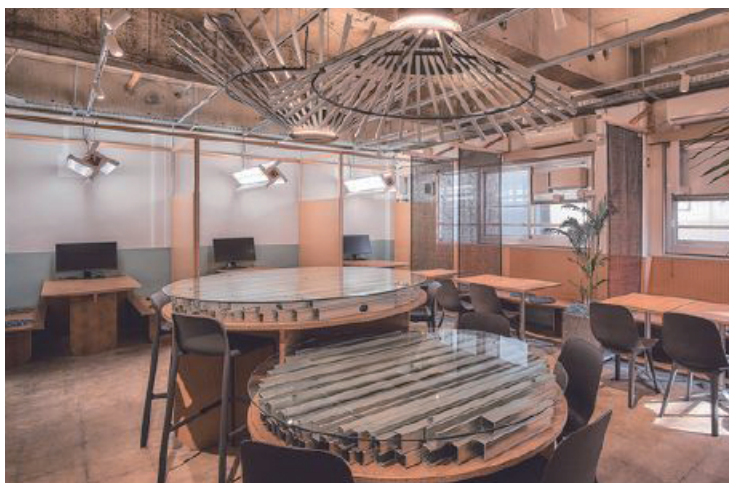
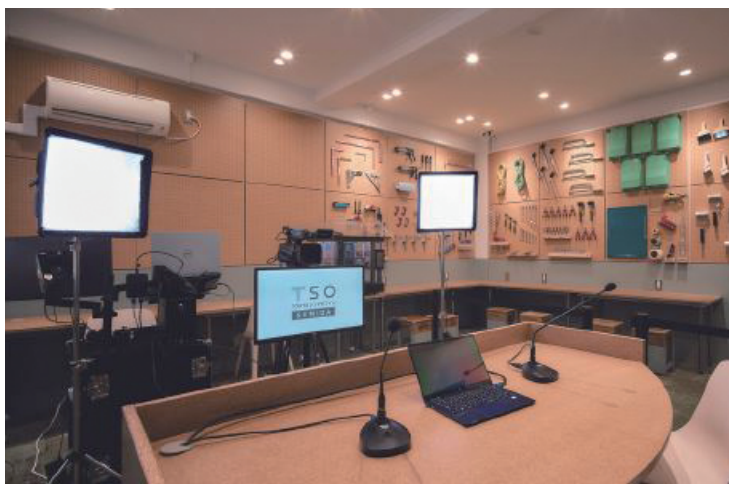
 お問い合わせ 職場環境整備担当係：03-5211-5200

 ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/jokatsu.html>



16. TOKYO シェアオフィス墨田 (TSO)

TOKYO シェアオフィス墨田 (TSO 墨田) は、テレワークによる柔軟な働き方を推進していくために東京都が開設し、東京しごと財団が運営するサテライトオフィスです。コワーキングスペース、貸会議室、スタジオ、工房があります。



施設情報

住所：〒130-0004 東京都墨田区本所3丁目15番5号
営業時間：平日 9:00 ~ 19:00
利用料金：165円 ~ / 30分 (税込)
会議室・スタジオ等の料金詳細はホームページで！

アクセス

最寄り駅：「本所吾妻橋駅」より徒歩9分
「蔵前駅」より徒歩11分
「錦糸町駅」よりバスで14分 (石原三丁目下車)

お問い合わせ TOKYOシェアオフィス墨田運営事務局 03-5610-7039

ホームページ <https://tso-tokyo.jp/>



TSO墨田 🔍 で検索



安心安全テレワーク施設認証
プログラム最高レベルのステータス認証を取得

都内初！
安心安全テレワーク施設認証プログラム
最高レベルのステータス認証を取得済

助成金・奨励金一覧

No. 1～6 : 人材確保
No. 7～15 : 職場環境整備

No.	名称	内容	助成金額（助成率）等	掲載ページ
1	DX・GX時代を担う専門・中核人材戦略センター事業	人材戦略マネージャーによる企業訪問を利用した企業が、専門・中核、副業・兼業人材の確保に至った場合に要した費用の一部を助成。※詳細決定後ホームページにて掲載	・正規雇用（フルタイム勤務） 助成率 1 / 2 : 上限 100 万円 ・副業・兼業 助成率 2 / 3 : 上限 50 万円	p.4
2	中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業	奨学金の貸与を受けている大学生等を技術者（正社員）として採用し、1年以上継続勤務した場合に企業と東京都が奨学金返還費用の一部を助成。	企業負担金額① 5万円×3年間、 ② 12万円×3年間、③ 25万円×3年間	p.5
3	キャリアリスタート支援助成金	東京しごと財団が実施する「雇用創出・安定化支援事業」等を活用して対象者を正社員として採用し、定着を図るために計画的な指導育成の取組を行った中小企業等に対し、助成金を支給。	対象労働者 1人につき 20 万円 (上限額 60 万円)	p.6
4	ES（社員満足度）向上による若手人材確保・定着事業助成金	従業員の住宅・食事・健康に関する福利厚生充実による社員満足度の向上を通じて、若手人材の採用・定着を図る都内中小企業等を対象に、専門家派遣と助成金を支給。	助成率 1 / 2 最大 300 万円/年	p.7
5	中小企業人材スキルアップ支援事業	中小企業が従業員に対して実施する訓練に係る経費を内容・実施方法に応じ4つの助成金により助成。	複数コースあり。 該当ページにて詳細をご確認ください。	p.8
6	育業中スキルアップ支援事業	育業中にスキルアップを希望する従業員に講座受講料等を支援する企業に対し、助成金を支給。	助成率 2 / 3 上限額 100 万円/社・年度	p.8
7	魅力ある職場づくり推進奨励金	従業員のエンゲージメント向上や結婚から子育てまでのライフステージの支援、賃上げに取り組む企業に対し、奨励金を支給。	最大 130 万円	p.9-10
8	働くパパママ育業応援奨励金	男性従業員の育業や女性従業員の就業継続を推進する都内企業等に対し、奨励金を支給。	・働くパパコース：最大300万円 ・もっとパパコース：最大170万円 ・働くママコース：定額125万円 ・パパと協力！ママコース ：定額 100 万円	p.11-12
9	介護休業取得応援奨励金	従業員が介護休業を取得しやすい環境づくりを実施した企業に対し、奨励金を支給。	最大 50 万円	p.13
10	テレワーク促進助成金	テレワークの導入に取り組む都内の中堅・中小企業等に対し、テレワーク機器・ソフト等のテレワーク環境整備に係る費用を助成。	助成率 1 / 2 : 限度額 250 万円 助成率 2 / 3 : 限度額 150 万円	p.14
11	テレワーク導入ハンズオン支援助成金	都が実施する「ハンズオン支援コンサルティング」を受けたテレワーク未導入の都内の中堅・中小企業に対しテレワーク環境の整備・導入に係る費用を助成。	助成率 2 / 3 : 限度額 150 万円 助成率 1 / 2 : 限度額 250 万円	p.15
12	テレワーク定着促進フォローアップ助成金	東京都が実施する「テレワーク課題診断コンサルティング（オンライン助言 1 回目）」を受けた都内の中小企業等に対し、テレワークの課題解決に必要なツール等の導入に係る費用を助成。	助成率 1 / 2 : 限度額 100 万円	p.16
13	小規模テレワークコーナー設置促進助成金	都内の店舗や商業施設等に共用型のテレワークコーナーを設置する企業等に対し設置費用を助成。（共用型のテレワークコーナーに併せ、自社の従業員等が利用できる共用型以外のテレワークコーナーの設置も可能）	助成率 1 / 2 : 限度額 50 万円	p.17
14	サテライトオフィス設置等補助金	サテライトオフィスの設置が少ない都内市町村部を中心に企業等が新たに開設する共用型サテライトオフィスの整備・改修費及び運営費を補助。	複数コースあり。 該当ページにて詳細をご確認ください。	p.18
15	女性の活躍推進助成金	女性の新規採用・職域拡大等を目的として、女性が少ない職種等に積極的に女性を採用・配置する都内の中小企業等に対し、職場環境整備に係る費用を助成。	助成率 2 / 3 : 限度額 500 万円	p.19

ソーシャルファーム支援センター

●相談・情報提供・コンサルティング支援等

- ・ソーシャルファームの創設を検討している方に向けた、創設に関する相談等
- ・東京都の認証基準・支援策、他企業の事例紹介などの情報提供
- ・東京都の認証を受けたソーシャルファームを対象とした経営や就労困難と認められる方の雇用に係るコンサルティング等

●ソーシャルファーム支援事業補助金

- ・東京都の認証を受けたソーシャルファームに対し、その創設及び運営に係る費用の一部を補助

 お問い合わせ ソーシャルファーム支援センター：03-5211-1600

 ホームページ <https://www.social-firm.metro.tokyo.lg.jp/>



「東京しごと財団」 企業向け支援事業のご紹介

東京しごとセンター

東京しごとセンター



所在地

〒102-0072
東京都千代田区飯田橋3丁目10番3号

アクセス

〈水道橋駅から〉
JR中央・総武線「西口」より徒歩5分
〈飯田橋駅から〉
東京メトロ東西線「A5出口」より徒歩3分
JR中央・総武線「東口」より徒歩7分
都営地下鉄大江戸線／東京メトロ有楽町線・南北線「A2出口」より徒歩7分
〈九段下駅から〉
東京メトロ東西線「7番出口」より徒歩8分
東京メトロ半蔵門線／都営地下鉄新宿線「3a・3b番出口」「5番出口」より徒歩10分

業務時間

平日 9:00～17:00 ※土日・祝日・年末年始は休業



しごとセンター課

求人受付・企業情報の公開、採用イベントの参加、職場体験の受け入れに関すること



TEL

☎ 03-5211-2804

障害者就業支援課

障害者雇用に関する窓口・セミナー、職場体験実習のマッチング支援、職場定着支援に関すること



TEL

☎ 03-5211-2681

シルバー人材センター課 (東京都シルバー人材センター連合)

シルバー人材センターへの仕事の発注に係る相談に関すること



TEL

☎ 03-5211-2372

東京しごとセンター 多摩

しごたま 事業所の皆様



所在地

〒190-0023
東京都立川市柴崎町3丁目9番2号
立川駅南口東京都・立川市合同施設3階

アクセス

JR「立川駅」南口より徒歩4分、
多摩都市モノレール「立川南」駅より徒歩1分
ペDESTリアンデッキ直通（施設3階）

業務時間

平日 9:00～20:00
土曜日 9:00～17:00 ※日・祝日・年末年始は休業

TEL

☎ 042-521-6763
(企業専用案内窓口)



しごたまちゃん





企業支援部 雇用環境整備課

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/>

雇用環境整備課

所在地

〒102-0072
東京都千代田区飯田橋3丁目8番5号
住友不動産飯田橋駅前ビル10階・11階



アクセス

最寄り駅：飯田橋駅
●JR中央総武線＝東口より徒歩3分
●大江戸線・有楽町線・南北線＝A2出口より徒歩2分
●東西線＝A5出口より徒歩1分

業務時間

平日 9:00～17:00 (ご来所の際は事前にご連絡ください)
※12:00～13:00は除く ※土日・祝日・年末年始は休業

TEL

☎ 03-5211-2395



・東京しごと財団 雇用環境整備課
・ソーシャルファーム支援センター
(飯田橋駅前ビル)

公正な採用選考のために

東京都では、就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。詳細はTOKYOはたらくネット (<https://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>) をご覧ください。

個人情報の取り扱いについて

公益財団法人東京しごと財団では「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」及び関係諸法令等の遵守徹底を図るとともに、個人情報を適切かつ安全に取り扱うため、個人情報保護基本方針を制定しています。個人情報の取り扱いの詳細はホームページ (<https://www.shigotozaidan.or.jp/>) または、窓口でご確認ください。